

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3件

厚生年金関係

3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 7 日から 37 年 3 月 23 日まで

私は、申立期間において、A社B事務所にその都度臨時に雇用され、同社が所有する船舶に乗っていたが、年金記録を確認したところ、当該期間に係る船員保険の記録が無かった。私が所持している船員手帳により、申立期間に乗船していたことが確認できるので、当該期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しによると、申立人は、申立期間において、複数回にわたりA社の所有する船舶に乗っていたことが確認できるところ、同社の所有する船舶に職員として乗り組んでいた期間は、通常、C共済組合員期間（当該組合員であった期間とみなされる期間等を含む。）となるものと考えられる上、当該組合員期間については、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条本文の規定により厚生年金保険被保険者期間とみなされるものの、D年金基金は、申立人に係る「勤務に関する記録」等の資料の写しを提出した上で、「申立期間において、申立人は臨時に雇用されていた。臨時社員のうちの一部の者については、共済組合に加入することとなっていたものの、その一部の者に該当しないため、共済加入とはならなかった。」と回答している。

また、オンライン記録及びE県内の船舶所有者が記載されている船舶所有者名簿において、申立人が勤務していたとするA社B事務所は、船員保険を適用されていたことが確認できない上、同社B事務所と同様の業務を行っていたものと推認される同社F事務所（所在地は、G県）及び同社H

事務所（所在地は、I 県）に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間の一部において、当該 2 事業所が船員保険を適用されていたことは確認できるものの、当該 2 事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうちの二人は、J 地区で K 丸に乗船していた期間については船員保険の記録が確認できるが、L 地区で M 丸に乗船した期間については船員保険の記録が確認できない旨回答しており、N 年金事務所も、「O 県において A 社としての船舶所有者名は確認できない。」としていることから、申立期間当時、A 社の全ての P 業務の関連事務所が船員保険を適用されていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人から提出された船員手帳の写しによると、申立人は、主に E 地区で Q 丸に乗船していたことが確認できるところ、i) 前述の 2 事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、主に J 地区で K 丸に乗船していた旨回答していること、ii) 申立人が、申立期間において、臨時雇いとして同じ船に乗ったことがあるとする 3 人のうち、当該期間の一部において前述の 2 事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる者は、「私は、当時 J 地区に居て、雇入れも J 地区だった。」と回答しているが、申立人と同様に、当該期間に係る船員保険被保険者記録が確認できない残りの 2 人のうちの 1 人は、「私は、主に E 地区の Q 丸に乗っていた。」と回答していること、iii) 申立人は、前述の船員手帳の写しにより、申立期間の一部において K 丸にも乗船していたことが確認でき、前述の被保険者記録が確認できない二人のうちの一人は、「私は、K 丸にも乗ったことがあると思う。」とも回答しているものの、申立人及び当該同僚については、共に前述の 2 事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できないことなどを踏まえると、A 社の全ての P 業務の関連事務所は、共済組合の加入対象とはならない臨時雇いの全ての船員を必ずしも船員保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

加えて、D 年金基金は、「船員保険適用等の取扱いについては、勤務先の事業所の所掌であるため、情報を持ち合わせていない。」と回答しているところ、現在、R 事業を行っている S 社は、「当時の勤務に関する資料はあるが、船員保険の取扱いが分かるような資料は無い。」としている上、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 48 年 11 月まで

私は、昭和 47 年 3 月にそれまで勤務していた A 社（現在は、B 社）を一旦退職し、別の会社に勤務した後、申立期間において、再度、A 社に勤務した。私の厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の記録が確認できなかったが、正社員として勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社の C 職であったことが確認できる者は、「申立人が退職後、再度勤務したことは覚えている。」と述べているものの、申立期間又は当該期間の一部において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（前述の元 C 職を含む。）に聴取しても、申立人が 2 回目に勤務していた期間を特定することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 47 年 1 月 16 日から 52 年 1 月 31 日までの期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない上、前述の元 C 職は、「申立人は、復職であったことから、2 回目の勤務期間はアルバイト扱いとしていたのかもしれない。」と述べているほか、申立人が 2 回目に勤務していたときの同僚として記憶している者の中には、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいることを踏まえると、申立期間当時、同社は、何らかの事情により、新たに雇用した従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、B社は、「当時の資料等は残っておらず、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかについては不明である。」としている上、当時の事業主は既に死亡しているため事情を聴取できないほか、現在、同社から独立して事業を行っているD社は、「当社は、平成7年11月に設立されており、それ以前の資料は残っていない。」としており、事情を聴取できた前述の複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、A社はE厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、F会から提出された申立人に係る資料によっても、申立期間に係る厚生年金基金の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から24年10月1日まで  
私は、申立期間において、A社にB職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者名簿によると、当該事業所は、申立期間中の昭和23年9月1日にC社に名称変更（商業登記簿上のC社（昭和23年7月14日設立）とは別法人）したものと推認されるところ、申立期間の全部又は一部を含む期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立人が氏名を覚えている複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和23年8月31日以前の期間について、申立人及び前述の複数の同僚のうちの二人は、22年から23年にかけてA社において勤務し始めたとしているものの、前述の被保険者名簿によると、22年4月2日から23年8月31日までの期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない上、申立人及び当該同僚二人のうちの一人名は、当時の従業員数は10人ぐらいであったと述べているところ、前述の被保険者名簿によると、申立期間のうち、23年2月から同年8月までの期間における当該事業所の被保険者数は5人であったことが確認できることから、当該事業所は、申立期間のうち、同年8月31日以前の期間において、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 1 日以降の期間について、前述のとおり、A 社は、同年 9 月 1 日に C 社に名称変更したものと推認でき、同日付で、それまで当該事業所に係る厚生年金保険被保険者であった 5 人全員が被保険者資格を喪失し、当該 5 人のうちの 1 人を含む 7 人が新たに同資格を取得していることが確認できるところ、i) 申立人及び前述の複数の同僚のうちの一人は、23 年 9 月 1 日時点において当該事業所に在籍していたと主張しているものの、その時点において被保険者資格を取得していないこと、ii) 申立人が自身よりも前から勤務していたと記憶する複数の同僚のうちの一人は、23 年 10 月に当該事業所に係る被保険者資格を取得していること、iii) 申立期間後の 26 年頃に当該事業所において勤務し始めたとする二人は、27 年 2 月に当該事業所に係る被保険者資格を取得していること、iv) 前述の申立人及び同僚の証言並びに申立期間の一部又は申立期間後に当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者の証言から、23 年 9 月から 27 年 1 月までの期間における当該事業所の従業員数は 10 人程度で推移していた可能性がうかがえるものの、当該期間における当該事業所の被保険者数は、8 人から 2 人の間で推移していることなどを踏まえると、当該事業所は、申立期間のうち、23 年 9 月 1 日以降の期間においても、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も、必ずしも採用と同時に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間当時の A 社及び C 社の D 職は死亡又は所在不明により事情を聴取できない上、当該事業所の事業を継承した E 社は、「当時の資料が残っておらず、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかは不明である。」と回答しており、前述の複数の同僚に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。